

盛岡市ものづくり企業カーボンニュートラル事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年11月1日

盛岡市長 内 舘 茂

盛岡市ものづくり企業カーボンニュートラル事業補助金交付要綱

(目的)

第1 2050年カーボンニュートラルを実現するため、ものづくり企業者が脱炭素経営に取り組む場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 2050年カーボンニュートラル 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理等による吸収量を差し引いた合計について、2050年までに実質的にゼロにすることをいう。
- (2) ものづくり企業者 平成25年総務省告示第405号の分類表に規定する事業のうち、情報サービス業、インターネット附随サービス業又は製造業を主たる事業として行う者で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。
 - ア 市の区域内に主たる事業所を有していること。
 - イ 市税を滞納していない者であること。
 - ウ 当該年度に当該補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 脱炭素経営 気候の変動への対策（二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出に係る対策を含む。）の視点を織り込んだ企業の経営をいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費は、次表の左欄に掲げる事業ごとに同表の中欄に掲げる経費とし、これに対する補助額は、同表の当該右欄に掲げるとおりとする。

事業	経費	補助額
脱炭素経営専門家支援事業	脱炭素経営の実現のために専門家が実施する現状の分析及び課題の把握を目的とした診断の受診並びに脱炭素化の促進を目的とした計画等の策定に要する経費	当該経費の2分の1に相当する額（国、地方公共団体その他の機関から同種の補助金を受けている場合にあっては、当該経費から当該補助金の額を差し引いた額の2分の1に相当する額）（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。ただし、その額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。

省エネ診断事業	一般財団法人省エネルギーセンター又は一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する省エネ診断の受診に要する経費	当該経費の全額に相当する額（国、地方公共団体その他の機関から同種の補助金を受けている場合にあっては、当該経費から当該補助金の額を差し引いた額の全額に相当する額）（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。ただし、その額が2万円を超えるときは、2万円を限度とする。
---------	---	---

（補助の実施期限）

第4 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和5年度の末日とする。この場合において、当該補助の実施期限後に当該補助金に係る事業効果の検証を行うものとする。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を受けた事業者のうち脱炭素経営に取り組み始めた事業者数
- (2) 補助金を受けた事業者のうち省エネに取り組み始めた事業者数

（申請の取下期日）

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（提出書類）

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

別表（第6関係）

条項	提出書類	提出部数	提出期日
規則第4条	1 補助金交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部	令和6年1月 31日
規則第9条第1項	補助事業変更承認申請書	1部	別に定める。
規則第9条第2項	補助事業中止（廃止）承認申請書	1部	中止し、又は廃止しようとする日の30日前
規則第14条	1 補助事業完了報告書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部	令和6年3月 15日

規則第17条第1項	補助金交付請求書	1部	補助金額確定 通知書を受領 した日から起 算して7日以 内
規則第18条第2項	補助金前金払請求書	1部	前金払を受け ようとする日 の15日前